

伐木等業務特別教育(新カリキュラムに対応した補講) の実施について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の公布及び労働安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示が平成31年2月12日にありました。現行の特別教育は令和2年7月31日まで有効ですが、翌日以降も伐木等の業務に従事するためには、新しいカリキュラムに対応した特別教育の修了が必要となります。

今回は、現行の伐木等業務特別教育（安全衛生規則36条第8号：16時間講習）の修了者を対象に、新カリキュラムに対応した補講（2.5時間）を実施いたします。

改正前	大径木伐木等 16時間 安衛則第36条第8号	統合 →	改正後	令和2年8月1日より 伐木(チェーンソー)等業務特別教育 18時間 (学科9時間 実技9時間)
	大径木伐木(チェーンソー除く) 小径木伐木等 13時間 安衛則第36条第8号の2			追加科目 ・ 造材の方法 ・ 下肢の切創防止用保護衣等の着用

	令和2年7月31日まで	令和2年8月1日から
改正前の教育	有効	無効となる
補講	有効	有効となる
改正後の教育	無効	有効となる

◎ 今回の講習会（補講）で実施する科目及び時間数

科目		範囲	時間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣の着用	1時間
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令 及び新安全衛生規則中の関係条項	1時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣の着用	30分

1. 講習日時

令和2年5月18日(月) 1回目 9:30~12:00 2回目 13:30~16:00

2. 会場

釜石高等職業訓練校 〒026-0001 釜石市大字平田第3地割75番地1

3. 受講対象者

現行の伐木等業務特別教育(安全衛生規則第36条8号:16時間講習)を修了した者。

(1) これまでに釜石職業訓練協会で実施した伐木業務特別教育の修了者

⇒既に修了している16時間の講習と補講の内容を記載し、1枚にまとめて修了証を交付します。

(2) 他の機関、団体等の講習修了者

⇒補講科目の受講を証明する修了証を交付します。

※修了証を1枚にまとめることは出来ませんのでご了承ください。

4. 定員

各回20名 定員になり次第締め切りと致します。

5. 受講料(税込)

会員 4,500円 (受講料3,400円(税込)+テキスト代1,100円(税込))

非会員 5,500円 (受講料4,400円(税込)+テキスト代1,100円(税込))

※申込み時または講習当日に納付願います。

6. 申込方法

お電話にて申込状況を確認後、所定の申込用紙に必要事項を記入し、釜石職業訓練協会までFAX(0193-26-6955)またはご持参ください。

申込書には既存の特別教育修了証の写しを必ず添付して下さい。本人確認及び修了確認に使用しますので修了証の内容がわかるようご準備ください。

7. ご持参品

・筆記用具

・普段使用している防護衣(防護ズボン又はチャップス)、ヘルメット
フェイスガード、耳栓、防振手袋

※上記については、講習会のためにご準備いただく必要はありません。

・印鑑(修了証交付のため)

8. 申し込み・問い合わせ先

職業訓練法人 釜石職業訓練協会 TEL 0193-26-7000 FAX 0193-26-6955

URL <http://www.kamaishi-vts.ac.jp/>